NSK
サプライヤー CSR ガイドライン

2026 年 10 月

日本精工株式会社

はじめに

企業を取り巻く社会環境は大きく変化しています。気候変動への対応、人権尊重への要請の高まり、各国・地域における法規制の強化などを背景に、企業には自社のみならず、サプライチェーン全体を通じて持続可能な社会の実現に貢献していくことが求められています。

NSK は、「安全・品質・環境・コンプライアンス」をコアバリューとして事業活動を推進するとともに、「NSK 人権方針」のもと、人権尊重や環境保全、公正な事業活動を通じて持続可能な社会の実現に取り組んでいます。また、事業活動を支えるサプライチェーン全体においても、こうした価値観を共有し実践していくことが重要であると考えています。

NSK は 2010 年に「NSK サプライヤーCSR ガイドライン」を発行し、取引先の皆様とともに CSR 活動の推進に取り組んでまいりました。しかしながら近年は、人権デューディリジェンスへの対応、気候変動への対応、情報セキュリティの強化など、企業に求められる責任の範囲が拡大しています。さらに、これらの課題に対する取り組みは、自社のみならずサプライチェーン全体で実践されることが強く求められています。

こうした社会的要請を踏まえ、このたび「NSK サプライヤーCSR ガイドライン」を改訂いたしました。本ガイドラインが、NSK と取引先の皆様が共通の価値観を共有し、持続可能で強靭なサプライチェーンの構築に向けて、ともに取り組みを進めていくための指針となることを期待しています。

取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

日本精工株式会社

調達本部長

小林 賢治

目次

1 取引先の皆様に取り組んでいただきたい内容 …… 2
1.1 コンプライアンス …… 2
1.1.1 法令や企業倫理を遵守するための仕組みづくり
1.1.2 競争法の遵守
1.1.3 贈収賄、恐喝、横領等腐敗行為の禁止
1.1.4 不適切な利益の供与及び受領の禁止
1.1.5 輸出関連法規の遵守
1.1.6 知的財産の保護
1.1.7 機密情報・個人情報の保護
1.1.8 安全で高品質な製品・サービスの提供
1.2 人権・労働 …… 3
1.2.1 差別の撤廃
1.2.2 人権の尊重
1.2.3 児童労働の禁止
1.2.4 強制労働の禁止
1.2.5 労働時間の管理
1.2.6 適切な賃金及び福利厚生
1.2.7 人材の育成
1.2.8 安全・健康な職場づくり
1.2.9 結社の自由及び団体交渉権の尊重
1.2.10 従業員とのオープンコミュニケーション
1.3 環境 …… 5
1.3.1 環境マネジメントシステムの構築と運用
1.3.2 環境関連の法令遵守と行政手続きの実行
1.3.3 環境汚染の防止
1.3.4 温室効果ガス排出削減対策の推進
1.3.5 省資源対策の推進
1.3.6 生物多様性の保全
1.4 地域社会 …… 6
1.4.1 責任ある調達
1.4.2 地域への貢献
1.5 リスク …… 7
1.5.1 リスクの低減
1.5.2 事業継続計画（=BCP：Business Continuity Plan）の策定と改善
1.6 情報開示 …… 7
1.7 皆様の取引先への展開 …… 7
2 取り組み状況の確認と問題発生時の対応 …… 7
3 情報の取り扱い …… 8
4 本ガイドラインの改訂・発行情報 …… 8
5 お問い合わせ …… 8

1　取引先の皆様に取り組んでいただきたい内容

社会からの期待や顧客の要求事項に応えていくため、取引先の皆様とNSKが認識を共有し、遵守していくべき事項を以下にまとめました。

（下線を付記した部分が、第4版からの変更箇所です）

1.1　コンプライアンス

1.1.1　法令や企業倫理を遵守するための仕組みづくり

事業に関係する国・地域の法令や企業倫理の遵守を役員・従業員に徹底するため、経営層による自社グループへの方針表明、行動指針やマニュアルの策定・展開に取り組む。

また従業員が、処遇において不利益を被る等の報復を受けることなく安心して相談又は通報できる制度づくり、役員・従業員への教育などを実施する。

通報された事案に対して、調査を行い、コンプライアンス違反が明らかになった場合は、速やかに必要な是正措置や再発防止策を講じる。

1.1.2　競争法の遵守

事業に関係する国・地域の競争法（独占禁止法）を遵守し、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）等は行わない。

1.1.3　贈収賄、恐喝、横領等腐敗行為の禁止

贈収賄、恐喝、横領その他あらゆる形態の腐敗行為を禁止する。政治献金や寄付等を行う場合は、関係する国・地域の法令に従って実施し、政治・行政や公的機関と透明かつ公正な関係づくりに努める。

1.1.4　不適切な利益の供与及び受領の禁止

不適切な利益や不適切な優遇措置の取得や維持を目的に、顧客や取引先、その他ビジネスパートナーと、接待・贈答・金銭等の授受は行わない。また社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える勢力や団体に、不適切な利益供与は行わない。

1.1.5　輸出関連法規の遵守

輸出取引に関する部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなどの物品等について、これらが国際法や関係する国・地域の法令で規制される品目かどうかを確認の上、輸出手続きや該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

1.1.6　知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権が第三者に侵害されないように十分な注意を払う。また、第三者の知的財産の不正な入手、不正な使用及びソフトウェア、書籍の不正なコピー等は行わない。

1.1.7 機密情報・個人情報の保護

機密情報及び個人情報を適切に扱い、アクセス権限を持たない者による情報の取得、悪用、改ざん、公開、漏洩を起こさぬよう、管理の仕組みを構築し運営する。自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲やその他の条件を確認し、その範囲内で使用し、機密を保持し他社の権利を侵害しない。

また、従業員、顧客や取引先、その他ビジネスパートナーに関する個人情報は正当な方法で入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し適正な範囲で使用し保護する。

さらに、不正アクセス、マルウェアその他のサイバー脅威による被害を防止するため、適切な情報セキュリティ対策を講じる。

1.1.8 安全で高品質な製品・サービスの提供

関係する国・地域の法令に定められる安全基準及び顧客の品質基準を満たした製品・サービスのみを提供する。また、全ての製品・サービスの品質保証及びその維持・向上を継続的に行うため、トレーサビリティを確保する等品質管理の仕組みを構築し運用する。

製品・サービスの安全性および品質の確保にあたっては、関連法令や適用される規格・基準を遵守する。

社会的な期待や顧客・消費者のニーズに応えるため、安全・品質・価格・納期・環境等を考慮し、製品・サービスの開発や改善に努める。

1.2 人権・労働

「NSK 人権方針」を理解、支持し実践する。

NSK 人権方針

https://www.nsk.com/jp/csr/human_rights/pdf/human_rights.pdf

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権に関する国際規範を支持・尊重し、事業活動に関わるステークホルダーの人権を尊重する。

人権尊重の責任を果たすため、以下の人権デューディリジェンスを実施する。

- 人権への負の影響を特定し、防止・軽減に向けた取り組みを進める。
- 定期的に人権への取組み進捗を評価し、進捗状況の開示に努める。
- 各地域の相談窓口を通じて苦情処理に取組み、問題解決又は救済の実施への協力に努める。

1.2.1 差別の撤廃

あらゆる雇用や処遇（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、事業に関係する国・地域の法令で保護される個性（人種、身体的な特徴、信条、性別、社会的身分、門地、民族、国籍、年齢、婚姻、性的指向、性自認、障害等）を理由とした差別を行わない。また、ダイバーシティ&インクルージョンの取り組みを推進する。

1.2.2 人権の尊重

セクハラ(性的嫌がらせ)、パワハラ(上位の立場の者による、暴言による嫌がらせや威圧行為)、虐待、体罰など、職場において非人道的な扱いを認めない。

1.2.3 児童労働の禁止

雇用時に就労可能年齢に達していることを確認する等により、全ての業務で、子どもの教育機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせる児童労働を排除する。また18 才未満の若年者(若年労働者)を、健全な発達を損なうような危険有害業務に従事させない。

就労可能年齢は、15 才または事業を行う国・地域の法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢のいずれか最高のものとする。但し、職業訓練や見習いについては、法令が認める範囲に限り就労を可能とする。

1.2.4 強制労働の禁止

事業を行う国・地域の法令等に従い、従業員を合法的に雇用しなければならない。

拘束労働、債務労働、囚人労働、奴隷や人身売買による労働等を禁止する。全ての労働は自主的なものとし、従業員が合理的な手続きに従い自由に離職または雇用関係を終了できることを保証する。雇用の条件として、パスポートや公的な身分証明書、労働許可証、移民申請書の引渡しを要求しない。また、採用手数料を本人が負担するなど、国際規範上不当とみなされる行為を認めない。

1.2.5 労働時間の管理

従業員の労働時間(超過勤務時間を含む)は、事業を行う国・地域の法令が定める限度を超えてはならない。また、労働者に7 日間に1 日以上の休暇の取得を認め、法令が定める休日や年次有給休暇の権利を付与する。

1.2.6 適切な賃金及び福利厚生

事業を行う国・地域の、最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する法令を遵守し、従業員に給与を支払う。また、法令で義務づけられた福利厚生を提供する。

1.2.7 人材の育成

業務に必要な知識、技術、技能の習得や、適用される法令の遵守のため、従業員を対象にした教育・訓練のプログラムを整備する。

1.2.8 安全・健康な職場づくり

誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、労働安全衛生の活動を推進する体制を整え、事故・労働災害の未然防止に努める。

機械・電気設備、化学物質、火災など職場における安全衛生上のリスクを把握・評価し、その低減に向けた対策を行うとともに、安全な作業手順の整備に努め、従業員には安全衛生に関

する教育及び定期的な訓練を実施し、必要に応じて適切な保護具を提供する。

また、衛生的な作業環境並びに清潔な衛生設備(安全な飲料水、衛生的な食事環境、清潔なトイレ及び休憩施設、安全性・衛生状態及び居住性に配慮した寮等)を確保するとともに、安全かつ健康的な職場環境の維持に努める。

健康維持・増進活動や疾病予防のための指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

1.2.9 結社の自由及び団体交渉権の尊重

従業員およびその代表者との誠実な協議および対話を行う。適用される法令に従い、従業員が結社の自由を行使し、自らの代表者を選出し、団体交渉などの従業員代表活動に参加する権利、もしくはそれらを行わない権利を認め、尊重する。

1.2.10 従業員とのオープンコミュニケーション

従業員との双方向のコミュニケーションを促進し、事業環境や経営状況、職場環境及び労働条件に関する情報を適切に共有するとともに、従業員からの意見や提案を誠実に受け止め、継続的な改善に活かすよう努める。

1.3 環境

1.3.1 環境マネジメントシステムの構築と運用

幅広い環境保全活動を推進するための体制を整備し、自らの目標を定め、その目標の達成に向けた活動を実行するとともに、継続的な改善に取り組む。

1.3.2 環境関連の法令遵守と行政手続きの実行

自社の活動に関係する各国・各地域の環境関連の法令を遵守するとともに、地域や顧客からの要求事項等を明確にし、必要な対応を図る。また、常に最新版の情報を入手し適切に対応する。必要な許認可の取得、届出、報告、責任者や担当者の選任などの行政手続きを実行、有効な状態で維持し、報告を行う。

1.3.3 環境汚染の防止

製品の取り扱いやリサイクル、廃棄に関する表示や情報提供など、関係する法律を遵守し適切に実施する。また、自社の工程で取り扱う人の健康や生態系に影響を与える、または与えうる化学物質を特定し、安全な方法で管理するとともにその使用量の削減に努める。さらに、製品及び原材料に含まれる化学物質については、適用される法令を遵守し、規制対象物質及び特定懸念物質を適切に把握・管理する。

環境汚染事故を発生させる可能性がある事象を明確にし、その未然防止に努める。また、事故が発生した場合を想定し、その影響を緩和するために必要な準備を行う。

大気汚染物質や水質汚濁物質その他の環境負荷物質などの排出について、定期的にモニタリングし適切に管理するとともに排出量の削減に努める。

化学物質及び廃棄物の適切な管理を通じて、水質汚染及び土壌汚染の防止に努める。ま

た、廃棄物を法令に従い適正な方法で安全に管理・処理するとともに、発生量の削減、再使用及び再資源化の推進を通じて、生活環境や自然環境の保全に努める。

1.3.4 温室効果ガス排出削減対策の推進

脱炭素社会の実現を目指し、原材料の調達から、生産・物流・使用・廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体で、温室効果ガス排出量の削減に貢献する製品・サービスの創出と普及に努める。

また、開発、調達、生産、物流、オフィスなど、事業活動全体のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を把握し、課題を明らかにするとともに、自社およびサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量削減に向けた目標及び具体的な方策を設定し、その進捗を継続的に管理する。

さらに、省エネルギー及びエネルギー利用効率の向上、再生可能エネルギーの利用拡大等を推進する。

1.3.5 省資源対策の推進

開発、生産、物流、オフィスなど、事業活動全般において使用する水やエネルギーその他の天然資源の使用状況を把握し、その有効利用及び使用量削減に努める。また、特にレアメタル等の枯渇が懸念される資源は、有効活用や代替などを図り使用量の削減に努める。

小型化、軽量化、長寿命化、梱包・包装の簡略化など、省資源及び資源循環に貢献する製品・サービスの開発と普及に努める。

廃棄物等の 3R（Reduce、Reuse、Recycle）を推進する。

1.3.6 生物多様性の保全

生物多様性の重要性を認識し、自社の事業活動及び顧客への製品・サービスの提供、取引先からの部品・原材料、サービスの調達による生物多様性との関わり（依存と影響）を把握し、その保全活動の実施に努める。

本ガイドラインの他、「NSK グループ グリーン調達基準書」による管理を依頼すること（同意を求めること）があります。あわせてご対応をお願いします。

1.4 地域社会

1.4.1 責任ある調達

鉱物資源や天然資源、原材料（タンタル、錫、タングステン、金、コバルト等）の調達において、地域紛争や人権侵害、環境破壊など、地域社会に深刻な悪影響を及ぼす組織と、直接または間接的に関係することがないよう配慮する。関与の事実が判明した場合は、回避のための対策を行う。特に、コンゴ民主共和国とその周辺国において、人権侵害を行う反社会的武装勢力への資金や利益供与につながる鉱物、即ち紛争鉱物*1 を、製品に使用しないようにする。調査*2 より紛争鉱物の使用が懸念される場合は、該当する部品や原材料等の使用回避に向けた施策

を行う。

さらに、土地、森林及び水資源の利用に関する権利を尊重し、地域社会や先住民族への負の影響の防止に努めるとともに、人々の生活基盤や環境を著しく損なう行為に関与しないよう配慮する。

*1 コンゴ民主共和国及びその周辺国から産出される鉱物で、かつ、同地域の武装勢力の活動資金源となっているもの。

*2 NSK グループの事業所より、紛争鉱物の使用状況を確認するための調査とその結果の情報提供を依頼することがあります。

1.4.2 地域への貢献

地域社会の発展に向け、各地域が抱える社会的課題を把握し、地域社会と協力しながら、課題の解決につながる事業活動や社会貢献活動の実施に努める。

1.5 リスク

1.5.1 リスクの低減

地震、風水害や火災、労災等の事故、製品や事業活動における法令違反の発生、機密情報漏洩、サイバー攻撃など、自社の事業活動に影響を与えるリスクを評価し、リスクを低減するための対策に努める。また、皆様の取引先のリスクを把握し低減のために必要な対策を推進する。

1.5.2 事業継続計画(=BCP:Business Continuity Plan)の策定と改善

BCP を策定し、災害等の緊急事態発生時に重要業務や事業が中断しない、中断しても早期に再開できるように必要な準備を行う。また、定期的に訓練などを実施し BCP の見直しを行う。災害等の発生時に、中断が長期化することが想定される場合は、予め、代替生産先や在庫の確保等を行う。また、被災状況の把握・伝達ができるよう、連絡体制の整備、手段の確保、連絡手順の取り決めなどを行う。

1.6 情報開示

関係する法令やステークホルダーの要求に対応し、経営、財務に関する事業情報、製品の取扱いや安全、品質、化学物質等の製品やサービスに関する情報、社会面、環境面の活動に関する情報などを、適時・適切に開示する。

1.7 皆様の取引先への展開

サプライチェーン全体に取り組みを進展させていくため、皆様の取引先に対しても、本ガイドラインに記載する内容と同様の取り組みの実施と、必要に応じて是正対応を要請する。

2 取り組み状況の確認と問題発生時の対応

NSK の担当者が、CSR ガイドラインの取り組み状況や紛争鉱物の使用状況を把握するため、情報提供の依頼と、事業所訪問しての確認を行うことがあります。

法令違反による罰則の適用や行政機関からの命令を受けた場合、または社内外の評価・調

査・監査などで、本ガイドラインに反する問題が発生した場合には、迅速な報告と是正に努めてください。

3 情報の取り扱い

当社が入手した取引先の皆様の会社情報及び個人情報は、無断で当社グループ外部に提供することはありません。ただし、紛争鉱物の使用状況に関する情報は、当社グループの顧客に提供することがあります。

4 本ガイドラインの改訂・発行情報

本ガイドラインは、法令、顧客要求、社会的要請等の変化に応じて、必要に応じて改訂します。

現行版

版数　　第 5 版

発行年月　2026 年 10 月

改訂履歴の詳細については、NSK ホームページをご確認いただくか、調達本部までお問い合わせください。

NSK ホームページ URL：

https://www.nsk.com/jp-ja/company/sustainability/suppliers/csr-guidelines/

5 お問い合わせ

不明点等は、本ガイドライン配布元の NSK 事業所及び下記までご連絡ください。

日本精工株式会社　　調達本部

TEL　03-3779-7190

FAX　03-3779-7445

E-mail　choutatsu@nsk.com



円滑でくらしやすい地球のために

© 日本精工株式会社